

「筑前町老朽危険空家除却促進事業」について

筑前町では、老朽化した危険な空家の除却を円滑に促進し、町民の生活環境の保全と安全で安心な魅力のある地域社会の実現を図ることを目的に「筑前町老朽危険空家除却促進事業」を実施しています。

※老朽危険空家とは、1年以上使用されず、適正に管理されていない空家等であって、周辺の住環境等を悪化させているもので、町が定める老朽危険度判定基準の各評点の合計が100点以上の空家のことです。

■事前相談

申請者は、補助金の交付を受けようとする前に、老朽危険空家の除却工事の内容などについて町と必要な協議をお願いします。(町職員による現地調査で診断等を行います。)

※ご注意下さい！

工事を既に完了した、または工事の契約を締結し工事実施中の場合は、この事業の対象とはなりません。また、老朽危険空家を除却する工事が対象です。リフォームや建替え工事は、対象外です。

■補助対象となる建物

- 町内に所在するもの
- 町が調査する老朽危険度判定基準の各評点の合計が100点以上の空家であること
- 補助金の交付を受けようとする者以外に所有権等の権利を有するものがないこと
(ただし、補助金の交付を受けて空家等を解体すること承諾を得ている場合を除く)

※工場や車庫のみの除却は対象外

※補助金交付決定前に工事契約を締結した場合は対象外



■補助金の額

補助対象工事に要した費用に2分の1を乗じた額。(上限額50万円。)

※計算した額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てとします。

■受付期間

令和3年7月20日から

★事前相談及び問い合わせ先

筑前町都市計画課 住宅政策係 TEL:42-6642, FAX:42-2011

(裏面の『手続の流れ』をご覧ください)

『手続の流れ』

老朽危険空家等所有者

筑前町

